利付国庫債券（三十年）（第二十六回）	二・四％	平成四十九年三月二十日	九億円	
利付国庫債券（三十年）（第二十七回）	二・五％	平成四十九年九月二十日	八億円	
利付国庫債券（三十年）（第二十八回）	二・五％	平成五十年三月二十日	百十億円	
利付国庫債券（三十年）（第二十九回）	二・四％	平成五十年九月二十日	八十億円	
利付国庫債券（三十年）（第三十四回）	二・二％	平成五十三年三月二十日	七十一億円	
利付国庫債券（三十年）（第三十六回）	二・〇％	平成五十四年三月二十日	五百億円	
利付国庫債券（三十年）（第三十七回）	一・九％	平成五十四年九月二十日	二十四億円	
利付国庫債券（三十年）（第四十回）	一・八％	平成五十五年九月二十日	六十九億円	
利付国庫債券（三十年）（第四十一回）	一・七％	平成五十五年十二月二十日	六十四億円	
利付国庫債券（三十年）（第四十二回）	一・七％	平成五十六年三月二十日	四十五億円	
利付国庫債券（三十年）（第四十五回）	一・五％	平成五十六年十二月二十日	二十六億円	
利付国庫債券（三十年）（第四十七回）	一・六％	平成五十七年六月二十日	百四億円	
利付国庫債券（三十年）（第四十八回）	一・四％	平成五十七年九月二十日	三十五億円	
利付国庫債券（三十年）（第四十九回）	一・四％	平成五十七年十二月二十日	百六十八億円	
利付国庫債券（三十年）（第五十一回）	〇・三％	平成五十八年六月二十日	三百五十八億円	
利付国庫債券（三十年）（第五十四回）	〇・八％	平成五十九年三月二十日	三十五億円	
利付国庫債券（三十年）（第五十五回）	〇・八％	平成五十九年六月二十日	二百八十億円	
利付国庫債券（三十年）（第五十六回）	〇・八％	平成五十九年九月二十日	百十二億円	
利付国庫債券（四十年）（第一回）	二・四％	平成六十年三月二十日	二十二億円	
利付国庫債券（四十年）（第二回）	二・二％	平成六十一年三月二十日	百十五億円	
利付国庫債券（四十年）（第三回）	二・二％	平成六十二年三月二十日	六億円	
利付国庫債券（四十年）（第四回）	二・二％	平成六十三年三月二十日	七億円	
利付国庫債券（四十年）（第六回）	一・九％	平成六十五年三月二十日	十六億円	
利付国庫債券（四十年）（第七回）	一・七％	平成六十六年三月二十日	六十七億円	
利付国庫債券（四十年）（第八回）	一・四％	平成六十七年三月二十日	百二十五億円	
利付国庫債券（四十年）（第九回）	〇・四％	平成六十八年三月二十日	二百六億円	

○財務省告示第十五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十九年十二月二十六日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成三十年一月十二日　　財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　利付国庫債券（十年）（第三百二十八回、第三百二十九回、第三百三十回及び第三百三十三回）、利付国庫債券（二十年）（第六十一回、第六十二回、第六十三回、第六十四回、第七十二回及び第七十三回）及び利付国庫債券（三十年）（第四回）

二　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行

五　募入決定の方法　各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。

六　発行額　額面金額で五千四百九十五億円
内訳（別表のとおり）

七　払込金額　六千百五十億三千七百八十八万六千円

八　最低額面金額　五万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成二十九年十二月二十六日

十一　発行価格　発行対象国債ごとに、額面金額百円につき、次の算式により算出した金額

$$\frac{100+\text{表面利率}\times\text{残存年数}}{1+\left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り}+\text{募入利回り格差}}{100}\right)\times\text{残存年数}}$$

十二　利率　（別表のとおり）